

奈良教育大学附属学校園関係者に新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合の取り扱いについて

令和2年6月2日 総務課

(A) 児童生徒等および教職員の感染が判明した場合

児童生徒等	<ul style="list-style-type: none">感染者は学校保健安全法第19条に基づき出席停止。校内で濃厚接触者に特定された児童生徒等は学校保健安全法第19条に基づき出席停止。
教職員	<ul style="list-style-type: none">感染者は教職員就業規則第49条および時間雇用教職員就業規則第52条に基づき就業禁止（特別休暇）。校内で濃厚接触者に特定された教職員は教職員就業規則第49条および時間雇用教職員就業規則第52条に基づき就業禁止（在宅勤務、特別休暇）。
学校（園）	<ul style="list-style-type: none">校（園）長は当該児童生徒等および教職員の学校内における活動および接触状況を調べて学校医および大学（総務課）に報告。大学（総務課）は学校の設置者（学長）に報告の上、保健所に連絡し対応を協議する。学校の設置者（学長）は必要な規模、期間での臨時休業を決定。

(B) 児童生徒等および教職員が濃厚接触者に特定された場合

児童生徒等	<ul style="list-style-type: none">濃厚接触者に特定された児童生徒等は学校保健安全法第19条に基づき出席停止。
教職員	<ul style="list-style-type: none">濃厚接触者に特定された教職員は教職員就業規則第49条および時間雇用教職員就業規則第52条に基づき就業禁止（在宅勤務、特別休暇）。
学校（園）	<ul style="list-style-type: none">校（園）長は当該児童生徒等および教職員の学校内における活動および接触状況を調べて学校医および大学（総務課）に報告。大学（総務課）は学校の設置者（学長）に報告の上、保健所に連絡し対応を協議する。学校の設置者（学長）は必要な規模、期間での臨時休業を決定。

(C) 児童生徒等および教職員の同居家族が濃厚接触者に特定された場合

※当該児童生徒および教職員が濃厚接触者が発症した日から遡って2週間以内に接触がない場合は除く

児童生徒等	<ul style="list-style-type: none">同居家族の安全が確定するまで自宅待機。
教職員	<ul style="list-style-type: none">同居家族の安全が確定するまで自宅待機（在宅勤務、特別休暇）。
学校（園）	<ul style="list-style-type: none">校（園）長は当該事実を学校医および大学（総務課）に報告。校（園）長は同居家族の検査結果が陽性であった場合は（B）に準じた措置を取る。